

# 事業用自動車 総合安全プラン2025

～個人タクシー事業における  
取り組み状況～



令和8年3月23日（月）



一般社団法人 全国個人タクシー協会

## 事故削減目標値

### 【タクシー全体】

- ① 乗客の死者数ゼロ
- ② 令和7年までに死者数25人以下
- ③ 令和7年までに重傷者数690人以下
- ④ 令和7年までに人身事故件数6,600件以下
- ⑤ 飲酒運転ゼロ
- ⑥ 令和7年までに出会い頭衝突事故件数950件以下

## 個人タクシー事業における事故等削減目標

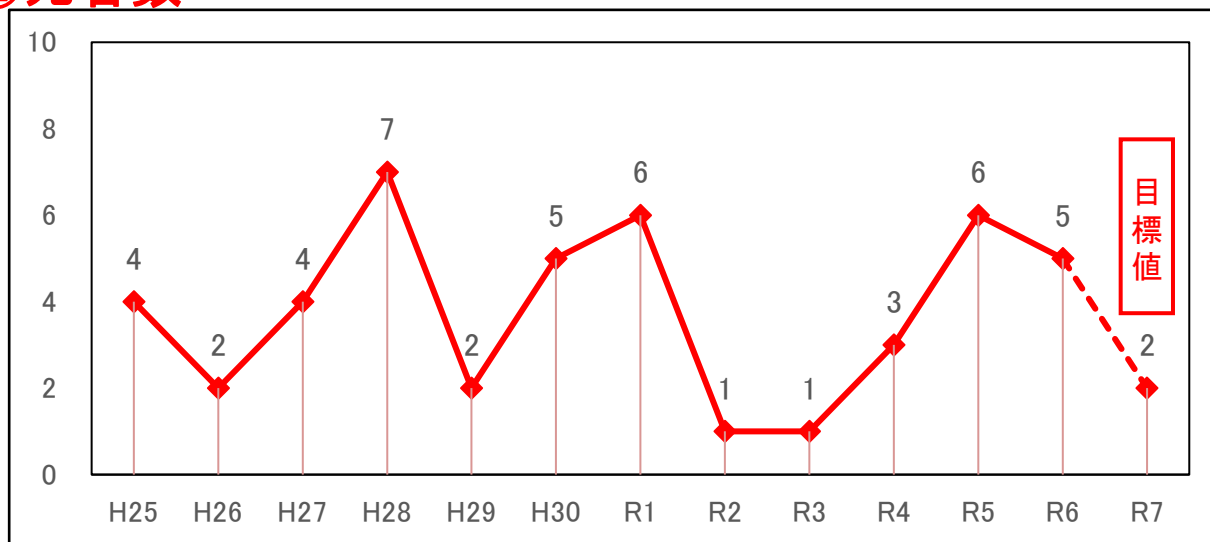
- ① 毎年、乗客の死者数 **ゼロ** をめざします。
- ② 令和7年までに死者数（第1当事者）  
**2人以下**をめざします。
- ③ 令和7年までに重傷者数（第1当事者）  
**60人以下**をめざします。
- ④ 令和7年までに人身事故件数（第1当事者）  
**540件以下**をめざします。
- ⑤ 毎年、飲酒運転 **ゼロ** をめざします。
- ⑥ 令和7年までに出会い頭衝突事故件数（第1当事者）  
**80件以下**をめざします。



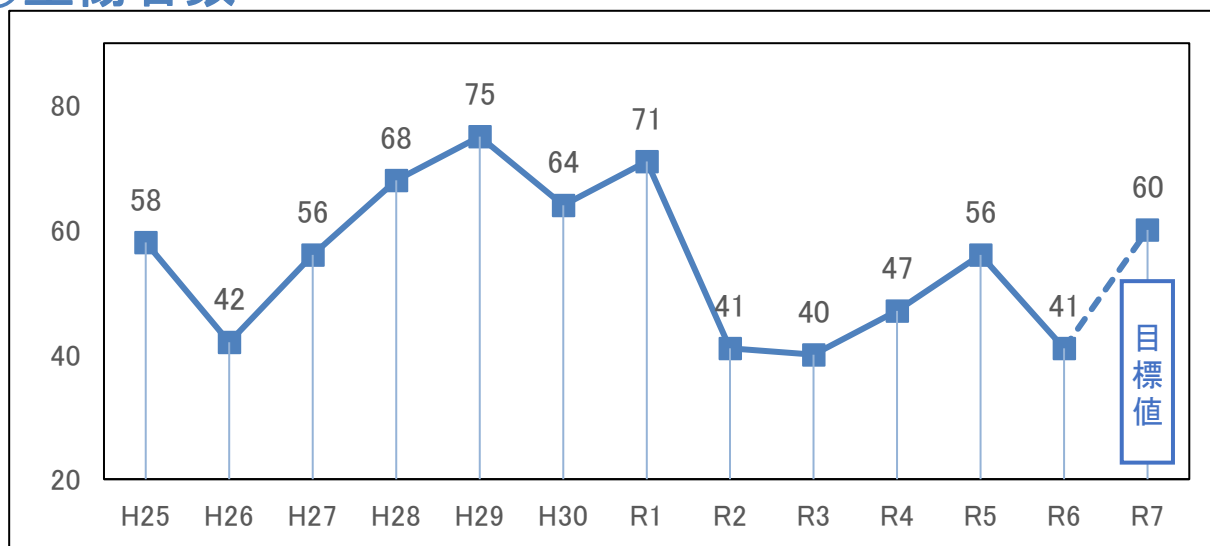
# 個人タクシーにおける事故統計

①乗客の死者数 平成26年以降は毎年0人です。

## ②死者数



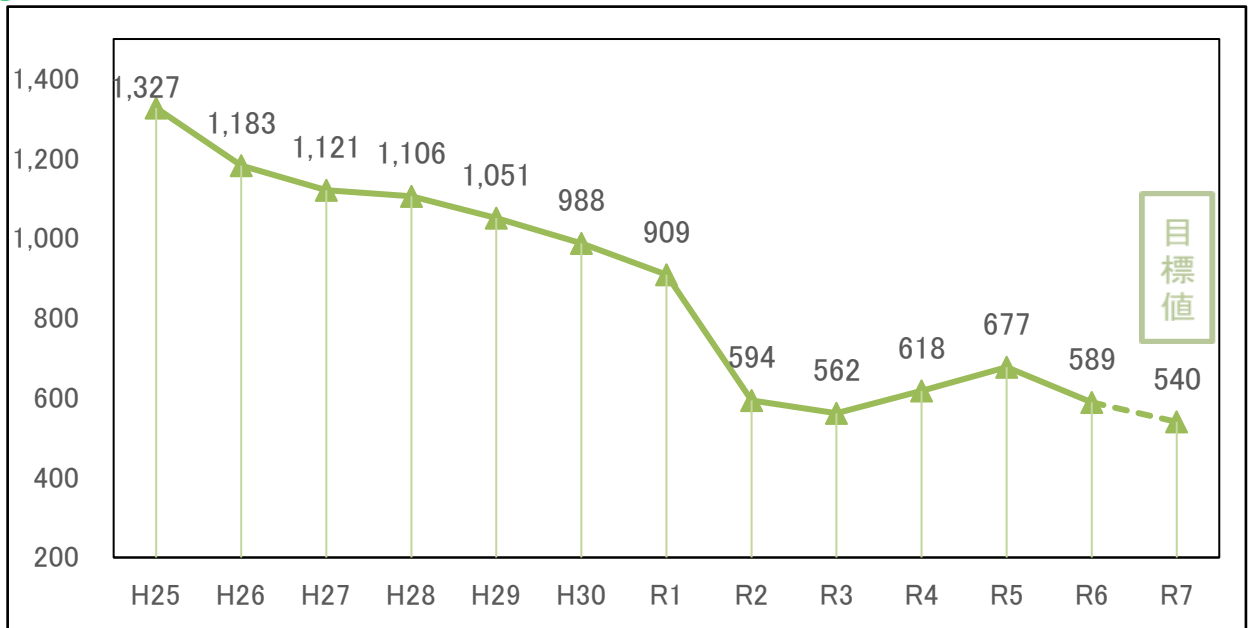
## ③重傷者数



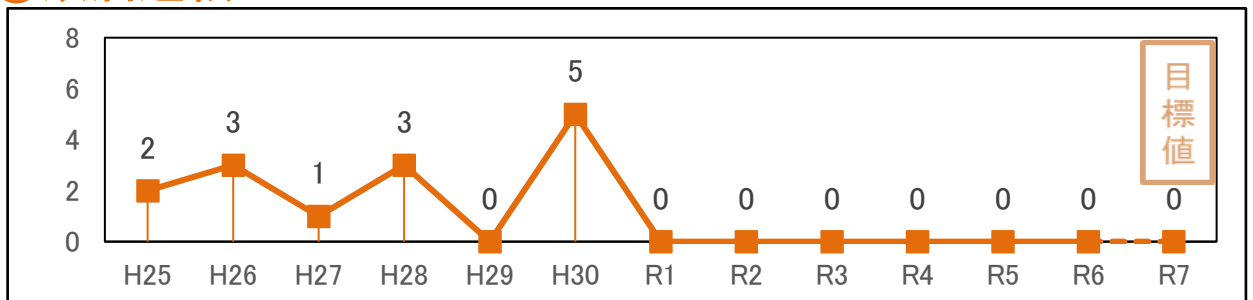
一般社団法人 全国個人タクシー協会

# 個人タクシーにおける事故統計

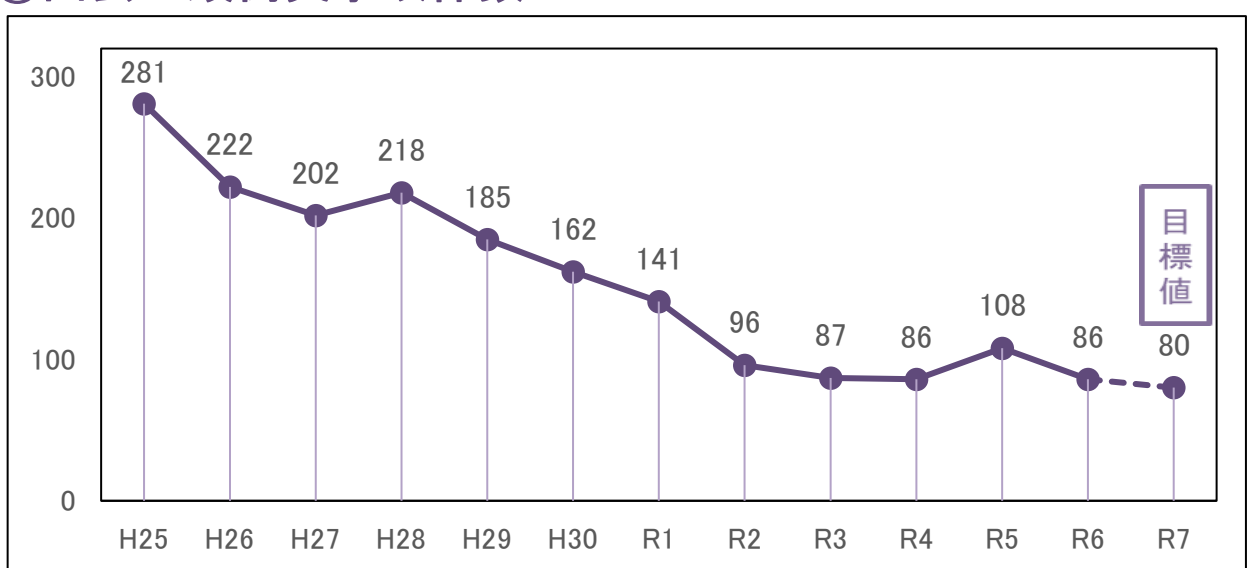
## ④人身事故件数



## ⑤飲酒運転



## ⑥出会い頭衝突事故件数



一般社団法人 全国個人タクシー協会

# 個人タクシー事業における総合安全プラン2025

令和3年4月22日 第12回正副会長会議において策定  
一般社団法人 全国個人タクシー協会

## I. 個人タクシー事業にかかる事故等削減目標

(令和5年10月23日一部改正)

1. 毎年、乗客の死者数ゼロをめざします。
2. 令和7年までに死者数（第1当事者）2人以下をめざします。
3. 令和7年までに重傷者数（第1当事者）60人以下をめざします。
4. 令和7年までに人身事故件数（第1当事者）540件以下をめざします。
5. 毎年、飲酒運転ゼロをめざします。
6. 令和7年までに出会い頭衝突事故件数（第1当事者）80件以下をめざします。

## II. 目標の達成に向けて当面講ずべき施策

### 1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

#### (1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応

- ① 「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」の周知徹底  
令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」は廃止となりました。
- ② マスクの着用、車内換気の周知徹底  
マスク着用については、「主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本」とします。また、エアコンによる外気導入や乗客の意向を確認したうえで窓開け等の換気は基本的な感染対策として引き続き有効です。
- ③ 車内消毒の徹底  
車内の座席、窓、ドアノブ、手すり、防護スクリーンなど、車内清掃を徹底します。
- ④ 乗客に対し、感染拡大防止について理解と協力を要請  
乗客の「主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本」とし、感染拡大防止の理解と協力を求めます。

#### (2) 激甚化・頻発化する災害への対応

- ① 災害時緊急輸送業務の協定  
各団体において、地方自治体・警察と災害時緊急輸送業務の協定を行い、地方自治体等からの要請に応じて、災害時に円滑な緊急輸送業務に協力します。

#### (3) オリパラ、万博開催等に伴う人流、物流の変化への対応

- ① 人流の変化への対応  
国、地方自治体、警察による交通量規制やテロ対策等を周知し、積極的に協力します。

- ② 訪日外国人の利用促進  
多言語対応を含め、訪日外国人のタクシー利用促進を図ります。

## 2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

### (1) 飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応

- ① 飲酒運転撲滅の啓発  
講習会・機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、飲酒運転撲滅について啓発します。
- ② アルコールチェッカーの装備・使用・確認の徹底  
各所属団体等において、事業者に対してアルコールチェッカーの装備・使用・確認の徹底を指導します。

### (2) 「ながら運転」の増加への対応

- ① 運転中の携帯電話・スマートフォン使用禁止の啓発  
講習会・機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止について啓発します。

### (3) 社会的関心の高まる「あおり運転」への対応

- ① あおり運転防止等の啓発  
講習会・機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、あおり運転防止と、あおり運転を受けたときの対応等について啓発します。

## 3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及促進

### (1) 自動車の先進安全技術の更なる普及

- ① A S V機能装着車両の導入促進  
先進安全技術を搭載した車両への代替え促進のための新技術の情報提供を行います。
- ② ドライブレコーダーの導入促進  
安全対策の推進のためドライブレコーダーの導入を促進します。

## 4. 超高齢化社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

### (1) 高齢歩行者の死傷事故への対応

- ① 高齢歩行者の行動特性に配慮した安全走行の励行  
講習会・機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付等により、高齢歩行者の行動特性等の情報提供を行い、安全走行について注意喚起します。

### (2) 高齢運転者事故への対応

- ① 高齢事業者等の安全講習会の実施  
各団体において、高齢事業者等に対する安全指導等を内容とする講習を行います。

- ② 所属団体内における事業者の運転・健康状態のチェック体制の確立・実施  
所属団体事業者の運転状況や健康状態について、所属団体長、安全運行指導員、事務職員などが一体となってチェックし指導する体制を確立し実施します。
- ③ 健康管理に係るマニュアルの周知  
国が作成した健康管理に係るマニュアル等を周知徹底します。

## 5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全対策の強化

### (1) タクシーの特徴的な事故への対応

- ① 業界全体での事故情報の共有  
年間の個人タクシーの事故発生状況を各団体へ報告するほか、重大事故等が発生した場合は、事故概要・原因等を迅速に報告し注意喚起します。  
また、国土交通省が発行するメールマガジン「事業用自動車安全通信」を積極的に活用します。
- ② 支部における「安全対策推進会議」の設置、当該地域の「事業用自動車安全対策会議」への積極的参画  
各支部において「安全対策推進会議」を設置して「支部安全プラン」の見直し・策定をし、支部・会員・所属団体が一体となって推進します。  
また、当該地域の運輸局に設置された「事業用自動車安全対策会議」に積極的に参画し、情報収集をするとともに、支部での安全対策の取り組みの見直し強化を図ります。
- ③ 各団体での事故削減目標の明確化  
支部・会員・所属団体において、全国個人タクシー協会の策定した事故削減目標に基づき、削減目標を明確にします。
- ④ 交通安全運動の実施  
継続して全国個人タクシー協会主催の「交通安全運動」（毎年9～10月の2ヵ月間）を実施します。
- ⑤ 車両の点検整備の徹底  
車両の点検整備、運行に際しての日常点検整備を徹底します。
- ⑥ 追突事故・出会い頭衝突事故防止の啓発  
タクシーの特徴的な事故である追突事故・出会い頭衝突事故について注意喚起し啓発します。
- ⑦ 路上横臥轢過事故防止の励行  
特に深夜における路上横臥轢過事故について注意喚起を行い、早期発見、轢過事故防止に努めます。
- ⑧ 早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行  
薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行について啓発します。
- ⑨ 車内事故防止対策の徹底  
「シートベルト着用」ステッカーを貼付し、乗客にシートベルト着用を促します。  
また、「防犯カメラ設置」等について利用者の理解を求める等、車内事故防止対策を徹底します。

- ⑩ マスターズ制度の適正運用とPR活動  
安全性やサービス水準に関して評価・認定する優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）の適正運用を図り、利用者へのPR活動を通じて、利用者が選択するために必要な安全情報等を提供します。
- ⑪ ポスター、機関紙等による広報、啓発  
講習会・機関紙「全個協」・交通安全運動におけるチラシ配付・ポスター掲示等により、タクシーの特徴的な事故等について情報提供し啓発します。

## (2) 健康に起因する事故の増加への対応

- ① 健康診断の受診と健康管理等の徹底  
所属団体において健康診断の確実な受診を推進し、事業者の健康管理の徹底に取り組めます。また、事業者研修会等において日常の健康管理のあり方や生活習慣についての講習内容を取り入れ啓発します。

## (3) 運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

- ① 安全マネジメントの周知・徹底  
各団体において、PDCAサイクルを継続的に繰り返し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう、周知徹底を図ります。
- ② NASVAの活用、安全マネジメント講習  
NASVAの一般講習、適性診断、安全マネジメント関係講習会等の活用を推進します。
- ③ 安全運行指導員による指導・監督  
安全運行指導員が事業者に対して、実効性のある指導・監督が行えるよう「安全運行指導員：活動マニュアル」の見直し・内容充実を図るとともに、「安全運行指導員だより」を発行して各団体、安全運行指導員あてに配付し周知徹底します。
- ④ 交通安全意識高揚のための表彰制度の活用  
交通安全運動における優秀団体表彰や警察によるセーフティドライバーコンテスト等外部の表彰制度の活用も含め、交通安全意識の高揚に努めます。

## (4) 初任、経験不足運転者等への適切な指導監督

- ① 新規事業者講習会の実施  
各団体において新規事業者を対象とした講習会を開催し、安全研修・営業研修・接客サービス研修等を実施します。
- ② 少人数による指導、KYT・ドライブレコーダー等による安全教育の実施  
所属団体等の最小団体において、少人数による指導、KYT等を実施するほか、ドライブレコーダーの映像を活用した安全教育を実施します。

## 6. 道路交通環境の改善

- ① 各団体（各地域）において、事業者から具体的な改善箇所等の情報を収集し、関係当局に対して改善要求を行います。

# 個人タクシー事業における総合安全プラン2025重点目標

## Ⅲ. 個人タクシー事業における総合安全プラン2025重点目標

個人タクシーの交通事故（第1当事者）の4割以上を占める次の事故削減を当面の「事故削減重点目標」に定め、積極的に当該事故の削減に取り組みます。

### 【事故削減重点目標】

- ① 交差点内での車両相互の出会い頭事故削減
- ② 第一通行帯、横断歩道での人对車両の事故削減
- ③ 単路での車両相互の追突事故削減
- ④ 交差点内での車両相互の右左折時の事故削減

### 個人タクシーの事故類型別、衝突地点別事故件数

令和6年(令和6年1月～令和6年12月)

		人对車両	車両相互								車両単独	列車	合計
			正面衝突	追突	出会い頭	追抜追越時	すれ違い時	左折時	右折時	その他			
単路(交差点付近含む)	歩道 自転車通行指定部分	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	歩道 その他	0	0	0	4	0	0	2	1	0	1	0	8
	路側帯	5	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	8
	非分離道路	22	2	3	1	0	2	0	0	7	6	0	43
	自転車道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自転車専用通行帯	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5
	第一通行帯	36	3	62	1	20	1	2	3	36	9	0	173
	第二通行帯以上	2	0	35	1	3	0	1	0	16	4	0	62
	左折専用車線	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	右折専用車線	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	加減速車線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	登板車線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交差点内	横断歩道	55	0	1	14	1	0	21	5	1	0	0	98
	自転車横断帯	0	0	0	1	0	0	2	2	0	0	0	5
	自転車道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自転車専用通行帯	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	18	1	12	63	6	1	10	29	11	11	0	162
その他	12	0	3	0	0	0	0	0	4	2	0	21	
合計		150	6	118	86	32	4	39	40	81	33	0	589

出典：(公財)交通事故総合分析センター

# 個人タクシーにおける総合安全プラン2025 当面講ずべき施策

## (1) 飲酒運転、ながら運転、あおり運転



ながら運転



あおり運転

## (3) タクシーの特徴的な事故の対応



路上横臥者に注意!

## (2) 健康診断 脳MRI健診 等の受診



## (4) 高齢歩行者の行動特性に 配慮した安全走行の励行



歩行者が横断しようとしているときは、手前で一時停止。特に高齢歩行者は、車の接近に気づかないか車が停止すると考え横断してきます。

乗車中はシートベルトを着けてください  
Please fasten your seatbelt  
请您系好安全带  
안전 벨트를 착용해주세요 (一社) 全国個人タクシー協会



夕暮れ時の早目点灯  
車のライト  
こまめな切り替えで事故防止!



一般社団法人 全国個人タクシー協会

# 道路交通法 改正の ポイント

2026年(令和8年)施行

2026年(令和8年)に自動車運転に関わる道路交通法の改正が2つ予定されています。これは多発する交通事故を未然に防ぐための改正となります。内容をしっかりと頭に入れて違反のない安全運転を心がけてください。

できる限り  
道路の左側端に  
寄って通行

安全な  
速度で進行

令和8年4月1日施行予定

## 1 自転車を追いつ抜く際の 安全速度での走行義務

自動車が発行車の右側を通過するとき接触する事故が増加しています。そのため罰則付きの新法が施行されることとなりました。

自動車が自転車の右側を通過するとき、両者の間に十分な間隔がない場合は、安全な速度で走行することが規定されます。

違反した場合

反則点数	..... 2点
反則金	..... 7,000円(普通車)

令和8年9月1日施行

## 2 生活道路における最高速度を 時速30キロに引き下げ

死亡事故の約半数が歩行中または自転車乗車中に発生しており、そのうち約半数が自宅から500m以内の身近な場所で発生しています。

そのため生活道路の法定速度が時速60キロから時速30キロに引き下げられます。

- 速度標識、センターライン・中央分離帯のない、道幅5.5メートル以下の生活道路に適用
- 車が時速30キロを超えると、歩行者との衝突時死亡率が急激に上昇

違反した場合

罰則違反

15キロ以上20キロ未満

反則点数	..... 1点
反則金	..... 普通車12,000円

60キロ  
↓  
30キロ

参考:警察庁

聴覚に  
関係なく  
みんな  
の  
ために

# 理解と配慮

2025年11月に東京でデフリンピックが開催されます。デフリンピックとは4年ごとに行われる聴覚障害アスリートの国際スポーツ大会です。約80カ国、選手団約6,000人が参加します。

聴覚障害をお持ちのお客様が安心して個人タクシーにご乗車いただけるように

手話を用いたり、手話以外のコミュニケーション方法を車内に準備しておくことで、聴覚障害者のお客様に対して「気兼ねなく個人タクシーを利用してほしい」「支援が必要な時はサポートしたい」等といった理解と配慮を示すことができます。

乗車時

こんにちは



日本手話



国際手話

## 日本手話と国際手話

(国際交流を行う場において  
公式に用いる世界共通語)

乗車時  
ありがとう



日本手話

左手の甲の上に右手を垂直にのせ、右手だけ上げる。軽く手を下げる



国際手話

右手を口元から隠す

はい/OK



日本手話

頭をさげて、うなづく

国際手話

右手を握り猫のようにしてこぶしを2回動かす



いいえ/NO



日本手話

手は顔の前で、首と同時に左右に揺くふる

国際手話

人差し指をあげ、左右に数回ふる



## 手話以外のコミュニケーション方法

生まれながらの聴覚障害者は手話を使うことが多いですが、中途失聴者の大半は手話を使うことができません。また補聴器を使っている聴覚者は健常者と同じようには聞こえません。そういった方々には手話以外のコミュニケーション方法を用います。

筆談ボード



文字を書き込んで意思を伝える

指差しシート

指をさして意思を伝える



読話(どくわ)

(聴覚障害者側が)唇の動きや表情から話を聞き取る



口の動きが見やすいように

令和7年度ポスター

# 歩行者優先



横断歩行者等妨害等違反

反則金 普通車  
9000円  
違反点数 2点

道路上では皆が交通パートナーであることを意識し、譲り合いの精神を忘れません。高い運転技術と、遵法精神を持ち、おもてなしの心を乗せて安全・安心・快適な輸送をお約束します。

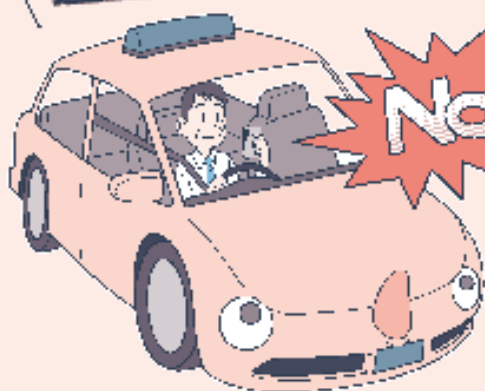


一般社団法人 全国個人タクシー協会

〒164-0013 東京都中野区弥生町5-6-6 個人タクシー会館4階  
TEL 03-5328-0731 (代表) FAX 03-5328-0732 <http://www.kojin-taxi.or.jp/>



道路交通法違反



「ながらスマホ」は  
通話だけでは  
あつません

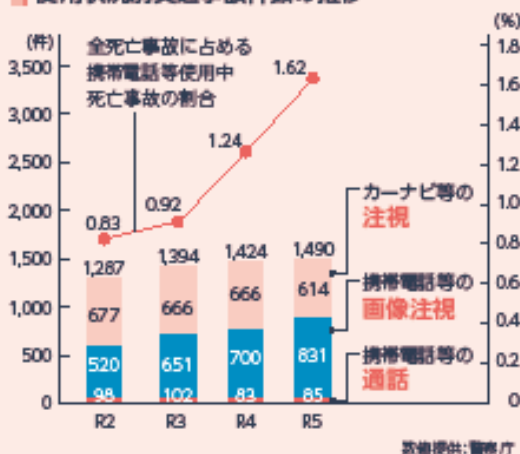
「ながらスマホ」の「スマホ」とは？  
携帯電話（ガラケー・スマートフォン）のほかに  
カーナビ、タブレット端末（配車用）も含まれます。

令和5年度「ながらスマホ」違反による交通事故件数

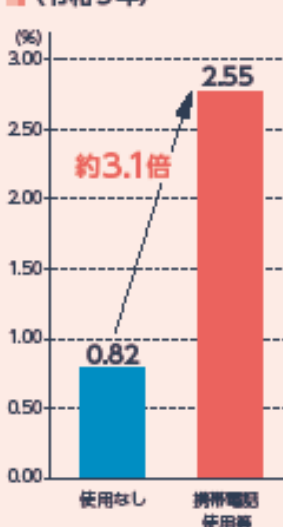


運転中の携帯電話等使用により引き起こされる交通事故は年々増えています。  
携帯電話等使用による死亡事故は、使用なしと比べて3倍以上高くなっています。

携帯電話使用等に係る  
使用状況別交通事故件数の推移



死亡事故率比較  
(令和5年)



「ながらスマホ」の罰則

携帯電話等での通話・画像注視  
反則金 普通車18,000円  
違反点数 3点

配車アプリの導入によりスマホやタブレット端末で配車を受ける方が増えました。また、カーナビを使用しながらの営業もしばしば見られます。

それら機器を使用しなければならぬときは停車してから行ってください。わずかな時間であっても運転中に前方から目が離れることは危険な行為です。「ちょっとくらいなら大丈夫」という油断が交通事故に繋がります。

出典：政府広報オンライン「やめよう！運転中の「ながらスマホ」違反すると一発免許も！」



# 個人タクシーのメンタルヘルス

こころの健康状態



個人タクシーの

交通事故を起こさない  
ための3条件

車の整備、運転者の技能

そして！  
運転者の  
心身の健康

高性能な車であっても、長年研鑽した運転技術を持っていても、運転する人間がダメージを負った状態では事故の危険性が高まります。



全身の倦怠感



不眠



精神不安定

このような状態で個人タクシー営業を行ってはいけません。生活習慣を見直して、「身体の健康」と「心の健康」を保ちましょう。

出典：一般財団法人運輸振興協会「運輸事業者のためのメンタルヘルスガイド」、厚生労働省e-ヘルスネット

ストレス  
STRESSをためない  
ライフスタイル

**S** [運動]  
ports

無理をせずに自分の年齢に合った継続できるスポーツ



**T** [仕事]  
ask

適切な仕事量、個人タクシー仲間や組合役職員との良い人間関係づくり



**R** [休養]  
est

心と体をリラックス、十分な休養は疲れを溜まりにくくし営業効率UP



**E** [食事]  
at

PFC\*バランスの整った食生活でエネルギーを補給

\*Protein (タンパク質)、Fat (脂質)、Carbohydrate (炭水化物)



**S** [睡眠]  
leep

脳と体を休息させて疲労を回復  
※日中の強い眠気は「睡眠時無呼吸症候群SAS」のサイン。  
早めに専門医を受診してください。



**S** [サポーター]  
upporter

人は人の中で生活してこそ幸せを実感できるもの。ささえあいの気持ちをもって暮らしましょう。  
気の合う仲間や家族の存在は、ストレスの衝撃をやわらげてくれ、こころの健康に重要です。

## こころの健康自己チェック

無料

運輸事業に携わる方を対象とした、こころの疲れや不調に気づくためのプログラムです。

現在の自分の状態にかかわる質問に答えていくことで、こころの状態(5段階判定)を知ることができます。

質問例

- 勤務中に危険を感じることもある
- 勤務時間が不規則だ
- 安全管理規程などの規則遵守に気を使う

早めの気づきが大切です！コチラのQRコードから診断



提供：一般財団法人運輸振興協会  
<https://www.transport-pf.or.jp/mhc/pc/>

自分の健康  
= 社会・業界

守る

健康起因事故原因  
(過去10年)

1位 心臓疾患

2位 脳疾患

3位 大動脈瘤  
及び解離



疾病の早期発見のため

脳血管疾患・心疾患  
スクリーニング検査を  
受診しましょう

- 過去10年間で健康起因事故を起こした運転者2,778人のうち心臓疾患、脳疾患、大動脈瘤及び解離が31%を占める。
- うち、死亡した運転者470人の疾病別内訳は、心臓疾患が54%、脳疾患が11%、大動脈瘤及び解離が13%を占める。

(国土交通省：事業用自動車健康起因事故対策協議会資料より)



# 二日酔い!!? 飲酒運転ですよ

若いころは数時間で抜けたお酒が近頃では長く体に残っている気がする…  
 そんなことはありませんか。お酒が抜ける時間は年齢・性別・体格で異なってきます。  
 飲酒後に仮眠を取り、スッキリ目覚めたとしても  
 お酒が体内から抜けているとは限りません。

体重70kgの人が右の表にある1単位のアルコールを摂取した場合、飲み終わってから約3時間は体の中に残ります。

アルコールの分解には個人差があり、体質的にお酒に弱い方や筋肉量が低下するシニア世代は時間がかかります。

また、睡眠中は血液循環が下がって、肝臓に到達するアルコールの量が減り、分解処理が遅くなることが医療機関の研究で分かっています。



## ✕ アルコール摂取量1単位の目安(1単位代謝=体重70kgで約3時間)

酒類	度数(%)	量	ml換算
ビール	5%	中びん1本	500ml
日本酒	15%	1合	180ml
焼酎	25%	0.6合	110ml
ウイスキー	43%	ダブル1杯	60ml
ワイン	14%	1/4杯	180ml
缶チューハイ	5%	1.5缶	520ml

## ✕ アルコール分解時間の目安(体重70kgの場合)



## 営業前後の

# アルコールチェックは義務

アルコールを摂取すると知覚や運動能力が抑制され、判断力が低下して正常な運転ができなくなります。

また、二日酔いで営業はしなくても、自家使用ならいいかなどと軽い気持ちで運転することも絶対にはいけません。



# 人身事故を 起こしてしまったら



## 1 ただちに 運転を停止

事故を起こしたとき相手の救護を怠り、その場を立ち去ると、「救護義務違反(ひき逃げ)」となります。

落ち着いて状況を把握しましょう。

怪我がなく相手が大丈夫と言っても自分で判断せずにその場で警察を待ちましょう。

## 2 負傷者を救護

周囲へ助けを求めると同時に119番通報しましょう。

救急車の到着には平均8分かかります。

できる限りの応急処置をほどこし、心肺停止の場合は蘇生を試みます。

## 3 道路における 危険を防止する

二次被害が起こらないように道路上の安全を確保しましょう。

三角表示板や発炎筒で後続車に事故が起こったことを知らせます。

必要な措置を怠ると、「危険防止義務違反」に問われます。

## 4 最寄りの警察署へ 報告

発生した日時及び場所、死傷者の数及び負傷者の負傷の程度、損壊した物及びその損壊の程度等を報告します。

事故の目撃者がいるときは連絡先を聞いておきましょう。

### 個人タクシー 事業者として すべきこと

所属する組合へ報告

運輸支局へ24時間以内に事故の速報

運輸支局へ30日以内に自動車事故報告書の提出



すべての座席で  
シートベルト着用は

**義務**

高速道路に限らず一般道においても後部座席のシートベルト着用は義務です。

お客様に着用の声掛けのほか、ステッカー(\*)貼付や自動音声での案内も効果的です。

\*シートベルト着用ステッカーは全種協にて無償配付しています。



# 令和7年度交通安全運動実施要綱

## 1. 目的

この運動は、業界を挙げて交通安全の実践に取り組み、地域団体にあつては交通事故防止指導責任の自覚、事業者一人ひとりにあつては個人タクシーの使命の自覚を促すことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 2. 期間

令和7年9月1日から10月31日までの2ヵ月間

## 3. 主催

一般社団法人 全国個人タクシー協会

## 4. 運動の重点目標

- (1) 人身事故・追突事故の削減
- (2) 飲酒運転の撲滅
- (3) 基本安全確認事項の徹底
  - ①交差点内、右左折時、車線変更時の安全確認
  - ②発進、後退時の安全確認
  - ③ドア開閉時の後方安全確認
  - ④横断歩行者に対する安全確認と歩行者優先の徹底
- (4) シートベルト着用（前・後部座席とも）の徹底
- (5) 出庫前健康チェックの励行と車庫内作業における安全確認
- (6) アルコール検知器の備付け、確認の徹底
- (7) 健康診断、適性診断受診の徹底
- (8) 防犯意識の徹底
- (9) 運転中の携帯電話・スマートフォン使用の防止
- (10) 夕暮れ時の早めのライト点灯
- (11) 路上横臥事故の防止との横臥者に対する適切な対応
- (12) 健康起因事故の防止と脳・心臓スクリーニング検査の励行

## 5. 参加団体

- (1) 所属団体単位
- (2) 次の所属団体については構成団体・班単位とする。
  - ①東個協…構成団体単位
  - ②都営協…構成団体単位
  - ③全大阪…1班(堺中央、新交会、中津、城北、東大阪淀川)  
2班(西大阪、守口、近畿、住吉、都島堺協)  
3班(三和、門真、長居住之江、新王)

## 6. 提出書類

交通安全運動実施報告書（様式1、様式2）に記入のうえ、会員団体長を通じて支部へ提出。支部長は内容を確認して一括とりまとめのうえ、協会本部に提出する。

## 7. 提出期限

令和7年11月21日（金）

## 8. 交通安全運動実施報告書の評価方法

### (1) 交通事故発生状況の採点

別表1に基づき採点を行い、事業者数で除法して事故発生率を算出する。参加団体における事故発生率の平均を求め、その値を下回る団体を上位として順位付けする。

別表1：交通事故発生状況の評価点

事故種別	第1当事者	第2当事者	無過失
死亡事故1件につき	表彰対象より除外	100点	0点
人身事故1件につき	50点	15点	0点
物損事故1件につき	10点	5点	0点

### (2) 交通安全指導活動の採点

別表2に基づき採点を行い、交通安全指導活動点を算出する。参加団体における安全指導活動点の平均を求め、その値を上回る団体を上位として順位付けする。

別表2：交通安全指導活動の評価点

活動内容		評価点※
1	全事業者対象の交通安全講習会	全員参加10点、半数以上5点
2	健康起因事故対策、高齢者研修会	全員参加10点、半数以上5点
3	事故削減目標、事故防止重点目標の設定	実施した10点
4	街頭指導、交通安全指導	実施した10点
5	事故多発地点、道路上の危険個所の周知徹底	実施した10点
6	KYT（危険予知トレーニング）の取り組み	実施した10点
7	警察・地域等が行う交通安全運動への協力	実施した10点
8	交通安全ポスター、交通安全運動実施中の標語等の掲出	実施した10点
9	ステッカー「初心で示そう安全運転接客マナー」貼付	全車貼付10点、半数以上5点
10	ステッカー「乗車中はシートベルトを着けてください」貼付	全車貼付10点、半数以上5点
11	実施報告書(レジュメ)、写真・資料添付	報告書10点、写真・資料5点

### (3) 成績優良団体の選出

(1) (2) で算出した順位を合計し、その値が低い団体を上位として総合順位をつけて選出する。(例：1 (位) + 1 (位) = 2 → 総合順位 1 位) ※同点のときは事業者数の多い団体を上位。

## 9. 表彰

(1) 成績優良として選出された団体に対し、本協会会長より定時総会において表彰を行うものとする。

(2) 審査・選考は、正副会長会議においてこれを行うものとする。また、事務局を協会本部に置き、表彰に関する事務を行うものとする。